

施設の種類・根拠法令等の一覧表

施設の種類	施設の目的・内容等	根拠法令等	担当課・室
救護施設	身体上又は精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う。	生活保護法第38条	健康福祉指導課生活保護班
医療保護施設	医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う。	生活保護法第38条	健康福祉指導課生活保護班
養護老人ホーム（一般）	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な者を入所させ養護する施設。	老人福祉法第11条 老人福祉法第20条の4	高齢者福祉課
養護老人ホーム（盲）	65歳以上の者であって、環境上及び経済上の理由で居宅療養が困難であり、かつ目の不自由な老人を入所させ保護する。	老人福祉法第11条 老人福祉法第20条の4	高齢者福祉課
特別養護老人ホーム	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護する施設。	老人福祉法第20条の5 介護保険法第8条第27項	高齢者福祉課
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護する施設。	老人福祉法第20条の5 介護保険法第8条第22項	高齢者福祉課
介護老人保健施設	介護保険による、入所する要介護者の方へ看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。	介護保険法第8条	高齢者福祉課
介護医療院	介護保険による、入所する要介護者の方へ療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。	介護保険法第8条	高齢者福祉課
軽費老人ホーム（A型）	低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等により居宅生活が困難な者を契約により入所させ、日常生活上必要な便宜を提供する施設で、ケアハウス、都市型、A型及びB型の4種類ある。	老人福祉法第20条の6 平成20年6月1日の厚生労働省令「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」	高齢者福祉課
軽費老人ホーム（ケアハウス）			高齢者福祉課
有料老人ホーム	老人を入所させ、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する。	老人福祉法第29条	高齢者福祉課
老人憩の家	市町村において地域の老人の心身の健康増進を図るため、教養の向上、レクリエーション等のための場を与えるために設置される。	老人憩の家設置運営要綱 (厚生省社会局長通知)	高齢者福祉課
老人福祉センター	地域の老人に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。A型とその機能を補完するB型があり、更にA型の保健部門を強化した特A型がある。	老人福祉法第20条の7	高齢者福祉課
		老人福祉法第20条の7	高齢者福祉課
		老人福祉法第20条の7	高齢者福祉課
老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、在宅の要援護高齢者若しくは要援護高齢者となるおそれのある高齢者又はその家族等からの相談に応じ、在宅の要援護高齢者等の介護等に関するニーズに対応した各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように関係行政機関・サービス実施機関等との連絡調整その他の援助を総合的に行う。	老人福祉法第5条の3、老人福祉法第20条の7の2、老人（在宅）介護支援センターの運営について	高齢者福祉課
身体障害者福祉センター(B型)	在宅の身体障害者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ・レクリエーションの実施、機能回復訓練及び健全な保健休養のために必要な便宜を総合的に供与する。都市における在宅身体障害者の社会適応訓練を主たる目的として、地域の身体障害者数等を勘案し設置する。	身体障害者福祉法第31条の2	障害福祉事業課
補装具製作施設	無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う。	身体障害者福祉法第32条	障害者福祉推進課
視聴覚障害者情報提供施設 (点字図書館)	無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であつて専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、視聴覚障害者の利用に提供する。点訳や手話通訳等を行う者の養成や派遣、その他の厚生労働省令で定める便宜を提供する施設。	身体障害者福祉法第34条 身体障害者更正援護施設の設備及び運営に関する基準第85条	障害者福祉推進課
視聴覚障害者情報提供施設 (点字出版施設)	無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であつて専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、視聴覚障害者の利用に提供する。点訳や手話通訳等を行う者の養成や派遣、その他の厚生労働省令で定める便宜を提供する施設。	身体障害者福祉法第34条 身体障害者更正援護施設の設備及び運営に関する基準第85条	障害者福祉推進課
視聴覚障害者情報提供施設 (聴覚障害者情報提供施設)	無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であつて専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、視聴覚障害者の利用に提供する。点訳や手話通訳等を行う者の養成や派遣、その他の厚生労働省令で定める便宜を提供する施設。	身体障害者福祉法第34条 身体障害者更正援護施設の設備及び運営に関する基準第85条	障害者福祉推進課
心身障害者福祉作業所	在宅の知的障害者及び身体障害者であって、雇用されることが困難な者に対し、就労の機会を与えるとともに、生活指導を併せて行い、その自立を助長することを目的として市町村、法人等が設置運営する施設である。	心身障害者福祉作業所設置運営要綱	障害者福祉推進課 障害福祉事業課
心身障害者小規模福祉作業所	在宅の知的障害者及び身体障害者であって、雇用されることが困難な者に対し、就労の機会を与えるとともに、生活指導を併せて行い、その自立を助長することを目的として個人又は民間の団体（NPO法人を含む）が設置運営する施設である。	心身障害者小規模福祉作業所設置運営基準準則	障害者福祉推進課 障害福祉事業課
共同生活援助（グループホーム）	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条	障害者福祉推進課 障害福祉事業課
障害者生活ホーム	独立した生活を求めている、あるいは家庭における養育が困難な知的障害者に対し、居室等を提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行い、社会参加の促進を図る。	千葉県生活ホーム運営事業実施要綱	障害者福祉推進課 障害福祉事業課
療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいう。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条	障害福祉事業課
生活介護	常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条	障害福祉事業課
自立訓練(機能訓練)	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条	障害福祉事業課
自立訓練(生活訓練)	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条	障害福祉事業課

宿泊型自立訓練	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条	障害福祉事業課
就労移行支援	就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条	障害福祉事業課
就労継続支援 A 型	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者（利用開始時に 6 5 歳未満の者に限る）に対し、以下の（１）及び（２）を目的として、必要な指導等を実施すること。（１）事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供（２）上記を通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条	障害福祉事業課
就労継続支援 B 型	以下の（１）から（３）のいずれかに該当する者に対し、就労の機会や生産活動の機会の提供（雇用契約は締結しない）や、上記を通じて知識・能力が高まった者に対する就労への移行に向けた支援等を目的として、必要な指導等を実施すること。（１）企業等や就労継続支援事業（A 型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者（２）就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業（A 型）の雇用に結びつかなかった者（３）（１）、（２）に該当しない者であって、5 0 歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A 型）の利用が困難と判断された者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条	障害福祉事業課
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整と連い自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条	障害福祉事業課
就労定着支援	障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条	障害福祉事業課
障害者支援施設	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条	障害福祉事業課
地域活動支援センター	地域において、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る施設。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条	障害福祉事業課
福祉ホーム	低額な料金で、現に住居を求めている障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに日常生活に必要な便宜を供与する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条	障害福祉事業課
児童発達支援事業所	未就学の障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。	児童福祉法第6条の2の2	障害福祉事業課
居宅訪問型児童発達支援事業所	重度の障害の状態等により外出することが困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。	児童福祉法第6条の2の2	障害福祉事業課
放課後等デイサービス事業所	就学している障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。	児童福祉法第6条の2の2	障害福祉事業課
保育所等訪問支援事業所	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。	児童福祉法第6条の2の2	障害福祉事業課
障害児相談支援事業所	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行う。	児童福祉法に基づく障害児支援事業	障害福祉事業課
福祉型障害児入所施設	障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識の付与を行う。	児童福祉法第42条	障害福祉事業課
児童発達支援センター	障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練又はこれに併せて治療を行う。	児童福祉法第43条	障害福祉事業課
旧医療型児童発達支援センター	障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行う。	旧児童福祉法第43条	障害福祉事業課
医療型障害児入所施設	障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。	児童福祉法第42条	障害福祉事業課
指定発達支援医療機関	独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものにおいて、障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。	児童福祉法第6条の2の2	障害者福祉推進課 障害福祉事業課
児童心理治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	児童福祉法第43条の2	児童家庭課
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせてその自立を支援する。	児童福祉法第41条	児童家庭課
児童自立支援施設	不良行為をなし又はなすおそれのある児童及び家庭環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させ、必要な指導を行い、その自立を支援する。	児童福祉法第44条	児童家庭課
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他のからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他の援助を総合的に行う	児童福祉法第44条の2	児童家庭課
自立援助ホーム	義務教育を修了後、児童養護施設等を退所し就する児童等に対し、これらの児童が共同生活を営むべき住居において、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援等を行う。	児童福祉法第6条の2	児童家庭課
乳児院	親のない乳児、親の監護が適当でない乳児を入所させて、これを養育する。	児童福祉法第37条	児童家庭課
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる。	児童福祉法第36条	児童家庭課
母子生活支援施設	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護し、あわせてその生活を支援する。	児童福祉法第38条	児童家庭課
小型児童館	小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有するもの。	児童福祉法第40条	子育て支援課
児童センター	小型児童館の機能に加えて、運動、遊びを通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有するもの。	児童福祉法第40条	子育て支援課
その他の児童館	小型児童館に準ずる児童館	児童福祉法第40条	子育て支援課

保育所	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設	児童福祉法第39条	子育て支援課
幼保連携型認定こども園	満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られる適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項	子育て支援課
児童遊園	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とする施設	児童福祉法第40条	子育て支援課
母子・父子福祉センター	母子家庭に対し各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う母子家庭の福祉のための便宜を供与する。	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条	児童家庭課
女性自立支援施設	都道府県は、配偶者からの暴力を防止するため、女性相自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第5条	児童家庭課
	困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条	
精神障害者共同作業所	在宅の精神障害者であって、雇用されることが困難な者に対し、就労の機会を与えるとともに、生活指導を併せて行い、その自立を助長することを目的として個人又は民間の団体（NPO法人を含む）が設置運営する施設である。	精神障害者共同作業所補助金交付要綱	障害福祉事業課
無料低額診療施設	生計困難者に対して、無料又は低額な料金で診療を行う。	社会福祉法第2条	健康福祉指導課 自立支援班
地域福祉センター	地域における福祉活動の拠点として、各種相談、入浴・給食サービス、社会適応訓練、機能回復訓練、創作的活動、ボランティアの養成及び活動の場の提供など、各種福祉情報の提供等を総合的に行う。	地域福祉センター設置運営要綱（厚生省社会・援護局長通知）	健康福祉指導課 地域福祉推進班
隣保館	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。	社会福祉法第2条	健康福祉政策課